

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第1章 総則

令和3年10月28日時点案

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第1節 目的 (防災統括室)	第1節 目的 (防災統括室)	防災統括室
第1 略	第1 略	
第2 計画の基本方針 <p>いつどこでも起こうとする地震による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要である。</p> <p>この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に地震災害対策の推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。</p> <p>1～2 略</p>	第2 計画の基本方針 <p>いつどこでも起こうとする地震による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要である。<u>南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫化している近年において、自助・共助の重要性はより一層高まっている。</u></p> <p>この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に地震災害対策の推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。</p> <p>1～2 略</p>	検討委員会意見の反映
第3～第6 略	第3～第6 略	
第7 奈良県国土強靭化地域計画との関係 <p>県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靭化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靭化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。</p> <p>1 奈良県国土強靭化地域計画 国土強靭化地域計画は、本県地域の状況に応じた国土強靭化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に以下の考え方に基づき策定した。</p> <p>(1)～(3) 略 (4)「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」18項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討 (5)平成28年度から32年度（令和2年度）の5年間の計画とし、原則5年ごとに見直す</p> <p>2 國土強靭化アクションプラン 国土強靭化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。</p>	第7 奈良県国土強靭化地域計画との関係 <p>県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靭化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靭化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。</p> <p>1 第2期奈良県国土強靭化地域計画 <u>奈良県</u>国土強靭化地域計画は、<u>平成28年度</u>に本県地域の状況に応じた国土強靭化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定した。</p> <p><u>計画の最終年度である令和2年度に、国土強靭化基本計画の見直しや、近年の災害の経験と教訓を踏まえた見直しを行い、第2期奈良県国土強靭化地域計画を策定した。</u></p> <p>(1)～(3) 略 (4)「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」<u>21</u>項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討 (5)<u>令和3年度から概ね5年間を計画の対象期間とする。</u></p> <p>2 國土強靭化アクションプラン <u>奈良県</u>国土強靭化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。</p>	第2期奈良県国土強靭化地域計画策定による 同上 同上 記載の適正化
第8 略	第8 略	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第1章 総則

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）				今回修正				【備考】
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱				第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱				
第1 奈良県				第1 奈良県				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	防災企画係、建設業・契約管理課
奈良県	1～12 略 <u>13.</u> その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1～13. 略	1～5 略	奈良県	1～12 略 <u>13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施</u> <u>14.</u> その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1～13. 略	1～5 略	R2 防災基本計画修正に基づく
奈良県警察本部	略			奈良県警察本部	略			
第2 市町村				第2 市町村				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	災害対策基本法の改正
各市町村	1～19 略	1～9 略 10. 避難の <u>勧告または</u> 指示 11～21 略	1～3 略	各市町村	1～19 略	1～9 略 10. 避難の指示 11～21 略	1～3 略	R1 防災基本計画修正に基づく
第3 指定地方行政機関				第3 指定地方行政機関				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	時点修正
近畿総合通信局	1～2 略	1～2 略		近畿総合通信局	1～2 略 <u>3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進</u>	1～2 略		時点修正
近畿地方整備局	1～4 略	1～2 略	略	近畿地方整備局	1～4 略	1～2 略 <u>3. 災害対応の支援</u>	略	時点修正
大阪航空局八尾空港事務所	略	1～2 略 3. 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可		大阪航空局八尾空港事務所	略	1～2 略 <u>3. 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可</u>		時点修正
大阪管区気象台（奈良地方気象台）	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表	1. 略 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供		大阪管区気象台（奈良地方気象台）	<u>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> <u>2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防</u>	1. 略 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	<u>1. 被災地域への支援情報の提供</u>	分社化による

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第1章 総則

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）				今回修正				【備考】
	3. 防災気象知識の普及啓発 4. 防災対策に関する技術的な支援・助言（職員の派遣等）				災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発			
略				略				
第4 略				第4 略				
第5 指定公共機関				第5 指定公共機関				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
略				略				直近の施策の反映
日本赤十字社奈良県支部	1～3 略	1. 略 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	略	日本赤十字社奈良県支部	1～3 略	1. 略 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	略	
関西電力株式会社（奈良支社）	略	略	略	関西電力株式会社（奈良支社） <u>関西電力送配電株式会社（奈良支社）</u>	略	略	略	送配電部門分社化に伴う
第6～第7 略				第6～第7 略				
第4節 地震被害想定				第4節 地震被害想定				
第1～第4 略				第1～第4 略				
第5 南海トラフ巨大地震の被害想定 (略) 1 内閣府が公表した被害想定について				第5 南海トラフ巨大地震の被害想定 (略) 1 内閣府が公表した被害想定について				

奈良県地域防災計画（地震編） 修正案 新旧対照表

第1章 総則

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(1) 前提とする自身の性格 (略) 南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されている（2019年1月1日現在） (2)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 前提とする自身の性格 (略) 南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されている（<u>2019令和3</u>年1月1日現在） (2)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	時点修正

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第1節 避難行動計画 (防災統括室等)	第1節 避難行動計画 (防災統括室等)	防災統括室、疾病対策課
第1～第3 略	第1～第3 略	
第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備 県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。 1～4 略 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進 6 略	第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備 県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。 1～4 略 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、 <u>円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした</u> 避難活動の促進 6 略	防災基本計画との整合を図る
第5～第6 略	第5～第6 略	
第7 住民への周知及び啓発 1 略 2 ハザードマップの内容の理解促進 市町村は、震度被害マップ及び液状化被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。 県は市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。県や市町村は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。	第7 住民への周知及び啓発 1 略 2 ハザードマップの内容の理解促進 市町村は、震度被害マップ及び液状化被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。 県は市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。 <u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</u> 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、 <u>安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。</u>	R2 防災基本計画修正に基づく
第8～第9 略	第8～第9 略	記載の適正化
第10 住民自らが取り組むべきこと 住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。	第10 住民自らが取り組むべきこと 住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。 <u>また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。</u>	検討委員会意見の反映

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<p>第11 自宅療養者等の避難</p> <p>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（都道府県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	R3 防災基本計画 修正に基づく
<p>第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>市町村長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 指定に当たっての注意事項</p> <p>市町村長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p> <p>市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取り組みを支援する。</p> <p>1 指定避難所に指定されている施設等の整備</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>市町村長は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 <u>指定にあたっては次の事項に留意する。</u> <u>次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 指定に当たっての注意事項</p> <p><u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p> <p>市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取り組みを支援する。</p> <p>1 指定避難所に指定されている施設等の整備</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3)家庭動物のための避難スペース確保</u></p> <p><u>市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携</u></p>	防災統括室 R3 防災基本計画 修正に基づく R3 防災基本計画 修正に基づく R3 防災基本計画 修正に基づく
		R2 防災基本計画 修正に基づく R2 新旧 p19

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化</p> <p>(1) 非常用電源、自家発電機 (2)～(11) 略 3～4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営</p> <p>市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。</p> <p>県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。</p>	<p>に努めるものとする。</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化</p> <p>(1) 非常用電源 <u>（電気自動車の活用を含む）</u>、自家発電機 (2)～(11) 略 3～4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営</p> <p>市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。</p> <p>県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。</p> <p><u>また、市町村は新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。</u></p>	検討委員会意見・県施策の反映
<p>【マニュアルの主な記載内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営の基本方針 2. マニュアルの目的・構成及び使い方 3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像 4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務 5. 要配慮者への対応 6. 女性への配慮 7. 避難所のペット対策 8. 大規模災害時の避難所の状況想定 9. 関係機関の役割 10. 様式 <p>2～3 略</p> <p>4 避難所開設・運営訓練の実施</p> <p>市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。</p> <p>県は、市町村職員に対し避難所運営研修を実施し、運営のための知識やNPOとの連携強化を盛り込むことで、研修の強化、充実を図る。また、市町村が行う避難所運営訓練について、技術的助言など市町村の訓練の実施を支援する。</p>	<p>【マニュアルの主な記載内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営の基本方針 2. マニュアルの目的・構成及び使い方 3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像 4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務 5. 要配慮者への対応 6. 女性への配慮 7. 避難所のペット対策 8. 大規模災害時の避難所の状況想定 9. 関係機関の役割 10. 様式 <p>2～3 略</p> <p>4 避難所開設・運営訓練の実施</p> <p>市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル <u>及び地域の災害リスクに基づいた定期的な</u> 避難所開設・運営訓練を <u>夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく</u> 実施し、<u>住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする</u>。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする</u>。</p> <p>県は、市町村職員に対し避難所運営研修を実施し、運営のための知識やNPOとの連</p>	県施策の反映
		R3 防災基本計画 修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p>	<p>携強化を盛り込むことで、研修の強化、充実を図る。また、市町村が行う避難所運営訓練について、技術的助言など市町村の訓練の実施を支援する。</p> <p>5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。</p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>6 普及啓発</p> <p><u>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>7 平常時の感染症対策</p> <p><u>地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p>	R2 防災基本計画 修正に基づく
第7～第9 略	第7～第9 略	R3 防災基本計画 修正に基づく
<p>第3節 帰宅困難者対策計画</p> <p>(防災統括室、観光局)</p> <p>第1 帰宅困難者について</p> <p>1～3 略</p> <p>4 観光客</p> <p>(平成29年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策計画</p> <p>(防災統括室、観光局)</p> <p>第1 帰宅困難者について</p> <p>1～3 略</p> <p>4 観光客</p> <p><u>(令和元年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)</u></p>	ならの観光力 向上課、防災統括室 時点修正

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>近畿圏</td><td>63.6%</td></tr> <tr><td>中部圏</td><td>11.3%</td></tr> <tr><td>関東圏</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4.2%</td></tr> <tr><td>中国・四国</td><td>4.2%</td></tr> <tr><td>九州・沖縄</td><td>1.7%</td></tr> </tbody> </table>	地域	割合	近畿圏	63.6%	中部圏	11.3%	関東圏	13.3%	その他	4.2%	中国・四国	4.2%	九州・沖縄	1.7%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>近畿圏</td><td>60.1%</td></tr> <tr><td>中部圏</td><td>14.0%</td></tr> <tr><td>関東圏</td><td>12.1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>6.2%</td></tr> <tr><td>中国・四国</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>九州・沖縄</td><td>1.7%</td></tr> </tbody> </table>	地域	割合	近畿圏	60.1%	中部圏	14.0%	関東圏	12.1%	その他	6.2%	中国・四国	4.1%	九州・沖縄	1.7%	
地域	割合																													
近畿圏	63.6%																													
中部圏	11.3%																													
関東圏	13.3%																													
その他	4.2%																													
中国・四国	4.2%																													
九州・沖縄	1.7%																													
地域	割合																													
近畿圏	60.1%																													
中部圏	14.0%																													
関東圏	12.1%																													
その他	6.2%																													
中国・四国	4.1%																													
九州・沖縄	1.7%																													
第2 略	第2 略																													
第3 駅周辺等における滞留者対策 大規模地震等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防災対策の充実を図る。	第3 駅周辺等における滞留者対策 大規模地震等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防災対策の充実を図る。 記載の適正化																													
1～3 略	1～3 略																													
第4 帰宅困難者への支援対策 1 徒歩帰宅者への支援 県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。 協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。	第4 帰宅困難者への支援対策 1 徒歩帰宅者への支援 県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。 協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。 <u>また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI（ナビ）」の活用について周知を図る。</u> 直近の施策の反映																													
2～3 略	2～3 略																													
第5 観光客等への支援対策 1～2 略 3 県は、店舗、施設、医療機関などの施設で利用可能な通訳サービス「奈良県多言語コールセンター」の周知に努める。	第5 観光客等への支援対策 1～2 略 <u>3 県は、外国人観光客が、病気やケガ等の旅行上のトラブルや災害発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができるよう、多言語による相談・情報提供体制の強化に努める。</u> 奈良県観光総合戦略に合わせた修正																													

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)	第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)	地域福祉課
第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定 <p>市町村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に下記の重要事項を定めなければならない。また、必要に応じて、地域防災計画の下位計画として、全体計画を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難支援等関係者となる者 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 4 名簿の更新に関する事項 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 7 避難支援等関係者の安全確保 	第1 市町村地域防災計画への規定 <p>市町村は、避難行動要支援者の<u>避難支援等についての考え方</u>を整理し、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理するものとし、そのうち、下記の重要事項を地域防災計画に定めなければならない。また、<u>市町村は、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難支援等関係者となる者 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 3 <u>避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> 4 <u>避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新に関する事項</u> 5 <u>避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するため</u>に市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 7 避難支援等関係者の安全確保 8 <u>個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</u> 	R3 防災基本計画 修正に基づく
第2 避難行動要支援者名簿の整備 <p>市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>1～7 略 なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。</p> <p>災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、市町村は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に避難支援等関係者に提供するものとする。</p>	第2 避難行動要支援者名簿の整備 <p>市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>1～7 略 なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。</p> <p><u>市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p>	R3 防災基本計画 修正に基づく
第3 個別支援計画の作成 <p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、一人ひとりの状況をふまえた個別計画の作成を進めることが必要である。市町村は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援</p>	第3 個別避難計画の作成 <p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。市町村は、防</p>	R3 防災基本計画 修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>者本人や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別計画を作成する。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市町村の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、平時から個別計画を作成するよう市町村に促していく。</p>	<p><u>災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。</u></p> <p><u>また、市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><u>そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</u></p> <p><u>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>なお、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、作成等に関する先進事例の紹介や研修実施等により市町村を支援する。</p>	R3 防災基本計画 修正に基づく

第4～第5 略

第6 避難所における対策

1 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになつてない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化された施設を選定するものとする。

また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避

第4～第5 略

第6 避難所における対策

1 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになつてない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	
<p>第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第1 学校における防災教育</p> <p>1 趣旨 学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の内容 様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3 防災教育に関する指導計画の作成 防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。</p> <p>また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。</p> <p>【指導計画作成に当たっての配慮事項】</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。</p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 県民に対する防災知識の普及</p>	<p>第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第1 学校における防災教育</p> <p>1 趣旨 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の内容 気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3 防災教育に関する指導計画の作成 防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。</p> <p>また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。</p> <p>【指導計画作成に当たっての配慮事項】</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。</p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 県民に対する防災知識の普及</p>	<p>学校教育課、教育研究所、防災統括室</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>学習指導要領の改訂による</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(略)</p> <p>1 普及の内容</p> <p>普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難に関する知識（地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準など）</p> <p>(4) 家庭での災害予防や安全対策（非常持ち出し品の準備、自宅の耐震化、家具の固定等）</p> <p>(5) 家庭での食料、水、生活用品の備蓄等 (アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品なども含む)</p> <p>(6) 災害発生時の行動（安全確保行動、家族の安否確認、情報収集等）</p> <p>(7) 緊急地震速報の受信及び対応 等</p> <p>(8) 生活再建に向けた事前の備え（地震保険及び火災保険・共済等への加入 等）</p>	<p>(略)</p> <p>1 普及の内容</p> <p>普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性</u></p> <p>(4) <u>自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること</u></p> <p>(5) <u>警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方</u></p> <p>(6) <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>(7) <u>指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p>(8) <u>最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等</u> (アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む)</p> <p>(9) <u>非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ロック扉等の転倒防止対策</u></p> <p>(10) <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u></p> <p>(11) <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</u></p> <p>(12) <u>災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）についてあらかじめ決めておくこと</u></p> <p>(13) <u>緊急地震速報の受信及び対応 等</u></p> <p>(14) <u>ライフライン途絶時の対策</u></p> <p>(15) <u>生活再建に向けた事前の備え（地震保険及び火災保険・共済等への加入 等）</u></p> <p>(16) <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p>	<p>検討委員会意見の反映 (3) (4)</p> <p>防災基本計画との整合性を図る (5)～(12)、(14)～(16)</p>
2 略	2 略	
第3～第5 略	第3～第5 略	
<p>第7節 防災訓練計画</p> <p>(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)</p>	<p>第7節 防災訓練計画</p> <p>(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)</p>	防災統括室
第1 略	第1 略	
<p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p>	<p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p>	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(1) 防災総合訓練</p> <p>県は、各防災関係機関が連携し、非常に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。</p> <p>防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後は各団体の創意工夫により実践的な訓練をすることが求められる。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>(1) 防災総合訓練</p> <p>県は、各防災関係機関が連携し、非常に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。</p> <p>防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後も各団体の創意工夫により実践的な訓練となるよう努める。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	記載の適正化
<p>第8節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 地区防災計画の策定等</p> <p>市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。</p> <p>市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。</p>	<p>第8節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 地区防災計画の策定等</p> <p>1 地区防災計画の策定</p> <p>市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。</p> <p>市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。</p> <p>2 個別避難計画との整合</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>安全・安心まちづくり推進課</p> <p>記載の適正化</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第11節 ボランティア活動支援環境整備計画</p> <p>(くらし創造部、関係部局)</p> <p>ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、県内外のボランティア団体、N P O等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。</p> <p>第1～第3 略</p>	<p>第11節 ボランティア活動支援環境整備計画</p> <p>(文化・教育・くらし創造部、関係部局)</p> <p>ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、県内外のボランティア団体、N P O等の関係機関・関係団体、住民と連携・協働して活動できる環境を整備する。</p> <p>第1～第3 略</p>	<p>青少年・社会活動推進課</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第12節 まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)	第12節 まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)	県土利用政策室、住まいまちづくり課
第1 略	第1 略	
第2 災害に備えた計画的なまちづくり	第2 災害に備えた計画的なまちづくり	
1 略 2 災害に強い計画的な土地利用 災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。 (1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進 都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。	災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。 (1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進 <u>市町村は、都市計画マスタープラン等に防災に関する都市計画の方針を定め、都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。</u>	記載の適正化
(2) 防災を考慮した土地利用 溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。	<u>県及び市町村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。</u>	記載の適正化
(3) 防火地域、準防火地域の指定 市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めため、防火地域・準防火地域の指定に努める。	<u>市町村は、市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めため、防火地域・準防火地域の指定に努める。</u>	記載の適正化
	<u>(4) 立地適正化計画による防災まちづくりの推進</u> <u>市町村は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</u>	R3 防災基本計画 修正に基づく
	<u>(5) 住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進</u> <u>県及び市町村は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。</u>	R3 防災基本計画 修正に基づく
第3 災害に備えた取組	第3 災害に備えた取組	
1 ~ 2 略 3 災害に強いまちづくり施策 県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。 (1) 略	1 ~ 2 略 3 灾害に強いまちづくり施策 県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。 (1) 略 <u>(2) 空家等の状況の確認</u> <u>市町村は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u>	R3 防災基本計画 修正に基づく
(2) 都市防災総合推進事業の活用 (略) (3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用 (略) (4) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用	<u>(3) 都市防災総合推進事業の活用</u> (略) <u>(4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用</u> (略) <u>(5) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用</u>	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(略)</p> <p>(5) 災害時拠点強靭化緊急促進事業</p> <p>(略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 災害時拠点強靭化緊急促進事業</p> <p>(略)</p> <p>第4 略</p>	
<p>第14節 災害に強い道づくり (国土マネジメント部)</p> <p>第1 道路施設等の耐久性の強化 道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用する。</p> <p>1～4 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>第14節 災害に強い道づくり (国土マネジメント部)</p> <p>第1 道路施設等の耐久性の強化 道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策 5か年加速化対策」を積極的に活用する。</p> <p>1～4 略</p> <p>第2～第4 略</p>	道路建設課 時点修正
<p>第15節 緊急輸送道路の整備計画 (国土マネジメント部、警察本部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急輸送道路の整備 1 緊急輸送道路の整備方針 緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～令和2年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。 また、国が策定した「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。</p> <p>2 略</p> <p>第3 緊急通行車両等の事前届出 1 略 2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済書の交付 公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済書」を交付する。 (詳細については、「第3章第26節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>	<p>第15節 緊急輸送道路の整備計画 (国土マネジメント部、警察本部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急輸送道路の整備 1 緊急輸送道路の整備方針 緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～令和2年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。 また、国が策定した「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策 5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。</p> <p>2 略</p> <p>第3 緊急通行車両等の事前届出 1 略 2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済(書)証の交付 公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済(書)証」を交付する。 (詳細については、「第3章第26節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>	警備第二課、道路建設課 時点修正 記載の適正化

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

第16節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	第16節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、 <u>水循環・森林・景観環境部</u> 、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	防災企画係、水道局業務課
<p>ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。</p>	<p>ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、<u>ライフライン施設管理者が一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築する。</u></p>	R2 防災基本計画修正に基づく
<p>第1 水道</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。</p> <p>1 水道施設の耐震化</p> <p>水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。</p> <p>また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第1 水道</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。</p> <p>1 水道施設の耐震化</p> <p>水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。</p> <p>また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて<u>基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。</u></p> <p>2～5 略</p>	記載の適正化
<p>第2 略</p>	<p>第2 略</p>	
<p>第3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るために電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 防災業務施設及び設備の整備</p> <p>(1) 観測、予報施設及び設備</p> <p>局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。</p> <p>① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備</p> <p>② 略</p> <p>(2) 通信連絡施設及び設備</p> <p>災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>① 無線伝送設備</p> <p>(ア)マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備</p> <p>(イ)～(ウ) 略</p> <p>② 有線伝送設備</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ)通信線搬送設備</p>	<p>第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）</p> <p>地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るために電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 防災業務施設および設備の整備</p> <p>(1) 観測、予報施設および設備</p> <p>局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。</p> <p>① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、<u>雷雨の</u>観測施設および設備</p> <p>② 略</p> <p>(2) 通信連絡施設および設備</p> <p>災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>① 無線伝送設備</p> <p>(ア)マイクロ波無線等の固定無線<u>回線</u></p> <p>(イ)～(ウ) 略</p> <p>② 有線伝送設備</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ)通信線搬送設備、<u>光搬送回線</u></p>	分社化による 関西電力（株）・関西電力送配電（株）防災業務計画に基づく記載内容の見直し（以下第3において同じ）

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

<p>③ 略 ④ IP ネットワーク設備 ⑤ 略</p> <p>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備</p> <p>長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</p> <p>(4) コンピューターシステム</p> <p>コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</p> <p>特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) 水防・消防に関する施設及び設備等</p> <p>被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設および設備の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水防関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア)(イ) 略 (オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備 (カ) 略 ② 消防関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 略 (イ) 各種消火器具及び消火剤 (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備 <p>(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等</p> <p>被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び施設の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② 略 <p>(7) その他災害復旧用施設及び設備</p> <p>重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を整備しておく。</p> <p>5 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>(1) 災害対策用資機材の確保</p> <p>災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) 災害対策用資機材等の輸送</p> <p>災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の整備点検</p> <p>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p>(4) 災害対策用資機材等の広域運営</p> <p>災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融</p>	<p>③ 略 ④ IP ネットワーク回線 ⑤ 略</p> <p>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、<u>社内の</u>一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備</p> <p><u>復旧拠点となる事業所については</u>、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</p> <p>(4) コンピューターシステム</p> <p>コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</p> <p>特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) 水防・消防に関する施設および設備等</p> <p>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水防関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア)(イ) 略 (オ) 各種舟艇および車両等のエンジン設備 (カ) 略 ② 消防関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 略 (イ) 各種消火器具および消火剤 (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備 <p>(6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備</p> <p>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② 略 <p>(7) その他災害復旧用施設および設備</p> <p>重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。</p> <p>5 復旧用資機材等の確保および整備</p> <p>(1) 復旧用資機材の確保</p> <p>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) 復旧用資機材等の輸送</p> <p><u>平常時から復旧</u>用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) 復旧用資機材の整備点検</p> <p><u>平常時から復旧</u>用資機材の数量把握および整備点検を行う。</p> <p>(4) 復旧用資機材資機材の広域運営</p> <p><u>平常時から復旧</u>用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、<u>広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の</u></p>
--	--

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</p> <p>(6) 災害対策用資機材等の仮置場 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>6 電気事故の防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>① 電気事故防止 PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>(ア) 略 (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。 (エ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。 (オ)～(キ) 略</p> <p>② PRの方法 電気事故防止 PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>③ 停電関連 病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。</p>	<p>相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 <u>平常時から</u>食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保<u>および</u>確実な把握に努める。</p> <p>(6) <u>復旧用資機材等の仮置場の確保</u> 災害<u>発生時に</u>、仮置場の借用交渉<u>を行うことは</u>、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>6 電気事故の防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>① 電気事故防止 PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>(ア) 略 (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>送配電コントロールセンター</u>へ通報すること。 (エ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること、<u>および</u>電気工事店等で点検してから使用すること。 (オ)～(キ) 略</p> <p>② PRの方法 電気事故防止 PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、<u>ホームページ</u>および<u>SNS</u>等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>③ 停電関連 <u>自治体や、行政機関を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの</u>、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、<u>非常用電源設備の設置や仕様訓練などを</u>要請する。</p>	
<p>第4 電信電話施設</p> <p>1～4 略</p> <p>第5～第8 略</p>	<p>第4 電信電話施設</p> <p><u>風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。</u></p> <p>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。</p> <p>1～4 略</p> <p>第5～第8 略</p>	R2 防災基本計画 修正に基づく
<p>第19節 地盤災害予防計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)</p>	<p>第19節 地盤災害予防計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、<u>地域デザイン推進</u>・災害対策課)</p>	農村振興課、森林資源生産課、砂防・災害対策課

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）				今回修正	【備考】
第1 地盤災害危険箇所の現況				<u>局)</u>	
本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。					
H28年度末					
	地すべり (砂防・災害対策 課)	急傾斜 (砂防・災害対策 課)	山地災害危険箇所		
奈良市	245	354	170		
大和郡山市	17	15	11		
天理市	78	113	86		
橿原市	15	0	1		
桜井市	289	353	122		
五條市	260	516	172		
御所市	145	73	72		
生駒市	120	180	23		
香芝市	41	44	23		
葛城市	53	35	41		
宇陀市	388	816	356		
山添村	71	149	73		
平群町	44	73	36		
三郷町	19	16	11		
斑鳩町	9	9	13		
曾爾村	70	51	57		
御杖村	150	105	81		
高取町	83	134	43		
明日香村	59	148	20		
上牧町	0	11	6		
王寺町	11	22	6		
河合町	0	9	3		
吉野町	244	375	112		
大淀町	196	232	68		
下市町	159	423	90		
黒滝村	54	62	93		
天川村	41	92	85		
野迫川村	46	38	92		
十津川村	67	189	196		
下北山村	31	49	72		
上北山村	13	39	70		
川上村	28	98	94		
東吉野村	90	121	140		
合計	3,136	4,944	2,538		
第2 地盤災害危険区域の指定					
1 地すべり防止区域					
(略)					
(資料編「災害危険区域の指定計画資料地すべり危険箇所」参照)					
2 急傾斜地崩壊危険区域					
(略)					
(資料編「災害危険区域の指定計画資料急傾斜地崩壊危険箇所」参照)					
3 略					
第3 ため池の整備					
第1 地盤災害危険箇所の現況					
本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。					
R2年度末					
	地すべり (砂防・災害対策 課)	急傾斜 (砂防・災害対策 課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)		
奈良市	245	354	178		
大和郡山市	17	15	11		
天理市	78	113	88		
橿原市	15	0	1		
桜井市	289	353	123		
五條市	260	516	176		
御所市	145	73	72		
生駒市	120	180	32		
香芝市	41	44	23		
葛城市	53	35	42		
宇陀市	388	816	359		
山添村	71	149	73		
平群町	44	73	36		
三郷町	19	16	12		
斑鳩町	9	9	13		
曾爾村	70	51	59		
御杖村	150	105	87		
高取町	83	134	43		
明日香村	59	148	20		
上牧町	0	11	6		
王寺町	11	22	6		
河合町	0	9	3		
吉野町	244	375	118		
大淀町	196	232	70		
下市町	159	423	90		
黒滝村	54	62	93		
天川村	41	92	86		
野迫川村	46	38	91		
十津川村	67	189	302		
下北山村	31	49	74		
上北山村	13	39	71		
川上村	28	98	96		
東吉野村	90	121	142		
合計	3,136	4,944	2,696		
第2 地盤災害危険区域の指定					
1 地すべり防止区域					
(略)					
(資料編「災害危険区域の指定計画資料地すべり危険箇所」参照)					
2 急傾斜地崩壊危険区域					
(略)					
(資料編「災害危険区域の指定計画資料急傾斜地崩壊危険箇所」参照)					
3 略					
第3 ため池の整備					

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 現況</p> <p>本県には、約<u>5,800</u>余箇所の農業用ため池があり、<u>そのうち受益面積が2ha以上のため池が約1,500余箇所ある</u>。これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>2 計画方針</p> <p>(略)</p> <p>(1) ため池等防災対策推進事業の実施</p> <p>① ため池防災対策調査計画事業の実施</p> <p>県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する<u>耐震調査やハザードマップの作成等</u>を進める市町村等に対して支援を行う。</p> <p>② 略</p> <p>(2) 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施</p> <p>ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や<u>防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導</u>を行う。</p> <p>(資料編「ため池要監視箇所」参照)</p>	<p>1 現況</p> <p>本県には、約<u>4,300</u>余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>2 計画方針</p> <p>(略)</p> <p>(1) ため池等防災対策推進事業の実施</p> <p>① ため池防災対策調査計画事業の実施</p> <p>県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する<u>機能診断調査やため池の定期的な監視（以下、ため池パトロールという。）等</u>を進める市町村等に対して支援を行う。</p> <p>② 略</p> <p>(2) 防災減災対策の啓発・普及活動の実施</p> <p>ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知や<u>緊急連絡体制の整備</u>を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の周知徹底を行う。</p> <p>あわせて、「ため池支援センター」を設置し、防災重点ため池の管理者からの相談に直接対応し、管理等に関する助言を行う。</p> <p>(資料編「防災重点ため池」参照)</p>	時点修正
第4～第6 略	第4～第6 略	県施策の反映
<p>第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(防災統括室)</p> <p>地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第五次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。</p>	<p>第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(防災統括室)</p> <p>地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。</p>	防災統括室
<p>第1 計画の概要</p> <p>1 計画年度</p> <p>平成28～令和2年度</p> <p>2 事業の実施</p> <p>県及び市町村は第五次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。</p> <p>3 地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例</p>	<p>第1 計画の概要</p> <p>1 計画年度</p> <p><u>令和3～令和7年度</u></p> <p>2 事業の実施</p> <p>県及び市町村は第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。</p> <p>3 略</p>	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）				今回修正			【備考】																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第2 対象事業及び事業費等				第2 対象事業及び事業費等																																																																																																																																																																																																																																																																																											
県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。				県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。 (別表) 計画項目及び事業量・事業費 (地震防災緊急事業五箇年計画総括表)				計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。 (別表) 計画項目及び事業量・事業費 (地震防災緊急事業五箇年計画総括表)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目</th> <th colspan="2">事業量</th> <th>事業費 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 避難地</td> <td>31.5 ha</td> <td>2箇所</td> <td>4,104</td> </tr> <tr> <td>2号 避難路</td> <td>6.8 km</td> <td>4箇所</td> <td>1,866</td> </tr> <tr> <td>3号 消防用施設</td> <td>247箇所</td> <td></td> <td>5,611</td> </tr> <tr> <td>4号 消防活動用道路</td> <td>km</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号 緊急輸送道路等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-1号 緊急輸送道路</td> <td>60.7 km</td> <td>150箇所</td> <td>48,676</td> </tr> <tr> <td>5-2号 緊急輸送交通管制施設</td> <td>49箇所</td> <td></td> <td>651</td> </tr> <tr> <td>5-3号 緊急輸送ヘリポート</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-4号 緊急輸送港湾施設</td> <td>箇所</td> <td>バース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-5号 緊急輸送漁港施設</td> <td>箇所</td> <td>バース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6号 共同溝等</td> <td>8.0 km</td> <td>8箇所</td> <td>16,348</td> </tr> <tr> <td>7号 医療機関</td> <td>4施設</td> <td></td> <td>39,395</td> </tr> <tr> <td>8号 社会福祉施設</td> <td>施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8の2号 公立幼稚園</td> <td>42棟</td> <td>21学校</td> <td>3,331</td> </tr> <tr> <td>9号 公立小中学校等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1号 校舎</td> <td>16棟</td> <td>9学校</td> <td>5,136</td> </tr> <tr> <td>9-2号 屋内運動場</td> <td>3棟</td> <td>3学校</td> <td>979</td> </tr> <tr> <td>9-3号 寄宿舎</td> <td>棟</td> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10号 公立特別支援学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-1号 校舎</td> <td>棟</td> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-2号 屋内運動場</td> <td>棟</td> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-3号 寄宿舎</td> <td>棟</td> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11号 公的建造物</td> <td>73施設</td> <td></td> <td>13,093</td> </tr> <tr> <td>12号 海岸・河川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12-1号 海岸保全施設</td> <td>箇所</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12-2号 河川管理施設</td> <td>箇所</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13号 砂防設備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-1号 砂防設備</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-2号 保安施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-3号 地すべり防止施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-4号 急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-5号 ため池</td> <td>14箇所</td> <td></td> <td>1,173</td> </tr> <tr> <td>14号 地域防災拠点施設</td> <td>4施設</td> <td></td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>15号 防災行政無線</td> <td>185箇所</td> <td></td> <td>7,597</td> </tr> <tr> <td>16号 水・自家発電設備等</td> <td>8箇所</td> <td></td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>17号 備蓄倉庫</td> <td>19箇所</td> <td></td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>18号 応急救護設備等</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19号 老朽住宅密集対策</td> <td>ha</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>148,638</td> </tr> </tbody> </table>				事業項目	事業量		事業費 (百万円)	1号 避難地	31.5 ha	2箇所	4,104	2号 避難路	6.8 km	4箇所	1,866	3号 消防用施設	247箇所		5,611	4号 消防活動用道路	km	箇所		5号 緊急輸送道路等				5-1号 緊急輸送道路	60.7 km	150箇所	48,676	5-2号 緊急輸送交通管制施設	49箇所		651	5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所			5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所	バース		5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース		6号 共同溝等	8.0 km	8箇所	16,348	7号 医療機関	4施設		39,395	8号 社会福祉施設	施設			8の2号 公立幼稚園	42棟	21学校	3,331	9号 公立小中学校等				9-1号 校舎	16棟	9学校	5,136	9-2号 屋内運動場	3棟	3学校	979	9-3号 寄宿舎	棟	学校		10号 公立特別支援学校				10-1号 校舎	棟	学校		10-2号 屋内運動場	棟	学校		10-3号 寄宿舎	棟	学校		11号 公的建造物	73施設		13,093	12号 海岸・河川				12-1号 海岸保全施設	箇所	m		12-2号 河川管理施設	箇所	m		13号 砂防設備等				13-1号 砂防設備	箇所			13-2号 保安施設	箇所			13-3号 地すべり防止施設	箇所			13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	箇所			13-5号 ため池	14箇所		1,173	14号 地域防災拠点施設	4施設		45	15号 防災行政無線	185箇所		7,597	16号 水・自家発電設備等	8箇所		432	17号 備蓄倉庫	19箇所		201	18号 応急救護設備等	基			19号 老朽住宅密集対策	ha	箇所		合計			148,638	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目</th> <th>事業量</th> <th>事業費 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 避難地</td> <td>1 ha</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号 避難路</td> <td>1 km</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>3号 消防用施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>4号 消防活動用道路</td> <td>1 km</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>5号 緊急輸送道路等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-1号 緊急輸送道路</td> <td>1 km</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>5-2号 緊急輸送交通管制施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>5-3号 緊急輸送ヘリポート</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>5-4号 緊急輸送港湾施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>5-5号 緊急輸送漁港施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>6号 共同溝等</td> <td>1 km</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>7号 医療機関</td> <td>1施設</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>8号 社会福祉施設</td> <td>1施設</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>8の2号 公立幼稚園</td> <td>1棟</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>9号 公立小中学校等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1号 校舎</td> <td>16棟</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>9-2号 屋内運動場</td> <td>3棟</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>9-3号 寄宿舎</td> <td>1棟</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>10号 公立特別支援学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-1号 校舎</td> <td>1棟</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>10-2号 屋内運動場</td> <td>1棟</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>10-3号 寄宿舎</td> <td>1棟</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>11号 公的建造物</td> <td>13施設</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12号 海岸・河川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12-1号 海岸保全施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12-2号 河川管理施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>13号 砂防設備等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-1号 砂防設備</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>13-2号 保安施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>13-3号 地すべり防止施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>13-4号 急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>1箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>13-5号 ため池</td> <td>14箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>14号 地域防災拠点施設</td> <td>4施設</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>15号 防災行政無線</td> <td>185箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>16号 水・自家発電設備等</td> <td>8箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>17号 備蓄倉庫</td> <td>19箇所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>18号 応急救護設備等</td> <td>1基</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19号 老朽住宅密集対策</td> <td>1 ha</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>148,638</td> </tr> </tbody> </table>				事業項目	事業量	事業費 (百万円)	1号 避難地	1 ha	100	2号 避難路	1 km	100	3号 消防用施設	1箇所	100	4号 消防活動用道路	1 km	100	5号 緊急輸送道路等			5-1号 緊急輸送道路	1 km	100	5-2号 緊急輸送交通管制施設	1箇所	100	5-3号 緊急輸送ヘリポート	1箇所	100	5-4号 緊急輸送港湾施設	1箇所	100	5-5号 緊急輸送漁港施設	1箇所	100	6号 共同溝等	1 km	100	7号 医療機関	1施設	100	8号 社会福祉施設	1施設	100	8の2号 公立幼稚園	1棟	100	9号 公立小中学校等			9-1号 校舎	16棟	100	9-2号 屋内運動場	3棟	100	9-3号 寄宿舎	1棟	100	10号 公立特別支援学校			10-1号 校舎	1棟	100	10-2号 屋内運動場	1棟	100	10-3号 寄宿舎	1棟	100	11号 公的建造物	13施設	100	12号 海岸・河川			12-1号 海岸保全施設	1箇所	100	12-2号 河川管理施設	1箇所	100	13号 砂防設備等			13-1号 砂防設備	1箇所	100	13-2号 保安施設	1箇所	100	13-3号 地すべり防止施設	1箇所	100	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	1箇所	100	13-5号 ため池	14箇所	100	14号 地域防災拠点施設	4施設	100	15号 防災行政無線	185箇所	100	16号 水・自家発電設備等	8箇所	100	17号 備蓄倉庫	19箇所	100	18号 応急救護設備等	1基	100	19号 老朽住宅密集対策	1 ha	100	合計		148,638
事業項目	事業量		事業費 (百万円)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1号 避難地	31.5 ha	2箇所	4,104																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2号 避難路	6.8 km	4箇所	1,866																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3号 消防用施設	247箇所		5,611																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4号 消防活動用道路	km	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5号 緊急輸送道路等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5-1号 緊急輸送道路	60.7 km	150箇所	48,676																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5-2号 緊急輸送交通管制施設	49箇所		651																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																														
5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所	バース																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6号 共同溝等	8.0 km	8箇所	16,348																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7号 医療機関	4施設		39,395																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8号 社会福祉施設	施設																																																																																																																																																																																																																																																																																														
8の2号 公立幼稚園	42棟	21学校	3,331																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9号 公立小中学校等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9-1号 校舎	16棟	9学校	5,136																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-2号 屋内運動場	3棟	3学校	979																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-3号 寄宿舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10号 公立特別支援学校																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10-1号 校舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10-2号 屋内運動場	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10-3号 寄宿舎	棟	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11号 公的建造物	73施設		13,093																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12号 海岸・河川																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12-1号 海岸保全施設	箇所	m																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12-2号 河川管理施設	箇所	m																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13号 砂防設備等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13-1号 砂防設備	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13-2号 保安施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13-3号 地すべり防止施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13-5号 ため池	14箇所		1,173																																																																																																																																																																																																																																																																																												
14号 地域防災拠点施設	4施設		45																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15号 防災行政無線	185箇所		7,597																																																																																																																																																																																																																																																																																												
16号 水・自家発電設備等	8箇所		432																																																																																																																																																																																																																																																																																												
17号 備蓄倉庫	19箇所		201																																																																																																																																																																																																																																																																																												
18号 応急救護設備等	基																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19号 老朽住宅密集対策	ha	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																													
合計			148,638																																																																																																																																																																																																																																																																																												
事業項目	事業量	事業費 (百万円)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1号 避難地	1 ha	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2号 避難路	1 km	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3号 消防用施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4号 消防活動用道路	1 km	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5号 緊急輸送道路等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5-1号 緊急輸送道路	1 km	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5-2号 緊急輸送交通管制施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5-3号 緊急輸送ヘリポート	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5-4号 緊急輸送港湾施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5-5号 緊急輸送漁港施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6号 共同溝等	1 km	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7号 医療機関	1施設	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8号 社会福祉施設	1施設	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8の2号 公立幼稚園	1棟	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9号 公立小中学校等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9-1号 校舎	16棟	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-2号 屋内運動場	3棟	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-3号 寄宿舎	1棟	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10号 公立特別支援学校																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10-1号 校舎	1棟	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10-2号 屋内運動場	1棟	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10-3号 寄宿舎	1棟	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11号 公的建造物	13施設	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12号 海岸・河川																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12-1号 海岸保全施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12-2号 河川管理施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13号 砂防設備等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13-1号 砂防設備	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13-2号 保安施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13-3号 地すべり防止施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	1箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13-5号 ため池	14箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
14号 地域防災拠点施設	4施設	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
15号 防災行政無線	185箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16号 水・自家発電設備等	8箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
17号 備蓄倉庫	19箇所	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
18号 応急救護設備等	1基	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19号 老朽住宅密集対策	1 ha	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
合計		148,638																																																																																																																																																																																																																																																																																													

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第22節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)</p> <p>第1 県の活動体制 県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。 万一災害対策本部室が被災した場合は、県内の被災状況を把握した上で使用可能な施設の状況に応じて第2の災害対策本部を設置する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 防災拠点 県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。</p> <p>(1) 防災拠点 災害応急活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの施設</p> <p>①～④ 略</p> <p>(2) 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。 現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設（中町道の駅等）、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p>【広域防災拠点指定施設】 ①～④ 略 (3) 大規模広域防災拠点 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。 併せて陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進める。 第2次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震ごとに被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。</p> <p>4 略</p> <p>第2 市町村の活動体制 (略) 市町村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点（「第2章第15節緊急輸送道路の整備計画」参照）等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災</p>	<p>第22節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、<u>地域デザイン推進局</u>)</p> <p>第1 県の活動体制 県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。 万一災害対策本部室が被災した場合は、県内の被災状況を把握した上で使用可能な施設の状況に応じて第2の災害対策本部を設置する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 防災拠点 県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。</p> <p>(1) 防災拠点 災害応急<u>対策</u>活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの<u>拠点の機能を満たす</u>施設</p> <p>①～④ 略</p> <p>(2) 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急<u>対策</u>活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。 現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、<u>他の県有施設</u>、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進めること。 <u>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。</u></p> <p>【広域防災拠点指定施設】 ①～④ 略 (3) 大規模広域防災拠点 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、<u>消防学校を併設した</u>県の大規模広域防災拠点を、「<u>奈良県大規模防災拠点整備基本計画（令和3年6月）</u>」に基づき、整備する。 <u>（削除）</u> 第2次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震ごとに被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。</p> <p>4 略</p> <p>第2 市町村の活動体制 (略) 市町村は、<u>災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点（「第2章第15節緊急輸送道路の整備計画」参照）</u>等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災</p>	<p>防災統括室、道路建設課</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>直近の施策の反映・R2防災基本計画修正に基づく</p> <p>県施策の反映</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>活動を行いやすい環境整備に努める。</p> <p>県は市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>活動を行いやすい環境整備に努める。</p> <p>県は市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。</p> <p>第3～第5 略</p> <p>第6 大規模停電災害予防計画</p> <p>1 県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3 病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>4 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p> <p>5 県、市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>6 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>7 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第24節 通信体制の整備計画</p> <p>(防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)</p> <p>災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。</p>	<p>第24節 通信体制の整備計画</p> <p>(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部)</p> <p>災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。</p>	<p>防災統括室</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第1 県の情報通信施設等	第1 県の情報通信施設等	記載の適正化
1 県防災行政通信ネットワーク設備	1 県防災行政通信ネットワーク 設備	記載の適正化
(1) 現況 県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。	(1) 現況 県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワーク システム の整備を行い、平成29年4月から運用している。 県 防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。	記載の適正化
(2) 災害予防計画 県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワーク設備の円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。	(2) 災害予防計画 県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワーク 設備 の円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。	記載の適正化
2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線） 非常災害時緊急連絡用無線は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部室を直接結ぶ地上系無線通信網で、平成7年12月から運用している。	2 中央防災無線網 中央防災無線網 は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部室を直接結ぶ 地上系無線 通信網で、平成7年12月から運用している。	記載の適正化
3 消防庁消防防災無線 県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。	3 消防庁消防防災無線網 県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。	記載の適正化
4 大和路情報ハイウェイ (1) 現況 大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における奈良県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。	4 大和路情報ハイウェイ (1) 現況 大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における 奈良 県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。	記載の適正化
(2) 略	(2) 略	
第2 市町村防災行政無線設備	第2 市町村防災行政無線設備	
1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。平成31年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内35市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALE RT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。	1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。 令和2年3月末現在 、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内 33 市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALE RT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。	時点修正
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略	
2 災害予防計画 (1) 略 (2) 市町村は、自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。	2 灾害予防計画 (1) 略 (2) 市町村は、自家用 発動 発電機の 空冷化 をはじめとした非常用電源設備の 耐災性の向上 に努める。	記載の適正化

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(3) 略 3 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 Lアラート 県が県防災行政通信ネットワークの再整備の中で整備した県防災情報システムは、Lアラート等に連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難勧告等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難勧告等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。</p>	<p>(3) 略 3 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 Lアラート等 県が県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、<u>Lアラート等を通じてこれらの情報を</u>住民へ速やかに周知できる。<u>更に、避難勧告等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。</u></p>	記載の適正化
<p>第10 孤立集落への通信 災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、県及び市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。</p> <p>1～2 略</p>	<p>第10 孤立集落への通信 災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、県及び市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。</p> <p>1～2 略</p>	災害対策基本法の改正 記載の適正化
<p>第25節 孤立集落対策 (防災統括室)</p> <p>第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担 1 住民・自主防災組織 防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。 孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておくものとする。 また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>第25節 孤立集落対策 (防災統括室)</p> <p>第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担 1 住民・自主防災組織 防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、<u>最低3日間、推奨1週間分の</u>食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。 孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておくものとする。 また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。</p> <p>2～3 略</p>	防災統括室 防災基本計画との整合を図る
<p>第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)</p> <p>第1 人的支援体制の整備 1～3 略 4 被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑</p>	<p>第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） (防災統括室、<u>総務部、文化・教育</u>・くらし創造部、<u>国土マネジメント部</u>)</p> <p>第1 人的支援体制の整備 1～3 略 4 被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支</p>	防災統括室 記載の適正化

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。	援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。	
第2 略	第2 略	
第3 広域防災体制の確立 被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進める。 また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。	第3 広域防災体制の確立 <u>(削除)</u> _____南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、 消防学校を併設した 県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。	県施策の反映 県施策の反映
第4 略	第4 略	
第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)	第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） (防災統括室、 <u>総務部</u> 、 <u>文化・教育・くらし創造部</u> 、 <u>国土マネジメント部</u>)	防災統括室、人事課
第1 防災関係機関の相互応援体制の整備 1～3 略 4 県は、他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援助入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を作成しておくものとする。受援マニュアルでは、県が被災した市町村を即座に応援する枠組みを前提とする。 5～7 略	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備 1～3 略 4 県は、他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援助入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を <u>整備するとともに、必要に応じて修正をする。</u> 5～7 略	記載の適正化
第2 応援受入体制の整備 1 略 2 県は、国や他の都道府県からの人的支援助入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。 「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」には、以下の内容を盛り込むものとする。 (1) 県応援受入班の部局横断的な編成 (2) 県職員派遣リエゾン等により市町村ニーズを把握し、関西広域連合、全国知事会、県内市町村等との連携によるマッチングを強化 (3) 被災市町村へより早期派遣するための県職員派遣リエゾンの強化 (4) 関西広域連合、全国知事会等からの受援緊急連絡員（リエゾン）等の執務室の確保、機器の整備 (5) 市町村の受援計画（マニュアル）の作成支援 3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。	第2 応援受入体制の整備 1 略 2 県は、国や他の都道府県からの人的支援助入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」により、応援受入体制の整備をしておくものとする。 3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「 <u>応急対策職員派遣制度</u> 」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。 <u>また、応急対策職員派遣制度を活用</u>	記載の適正化 R2 防災基本計画 修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>4 国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班の増強や、航空運用調整班の設置を行う。</p> <p>5 市町村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。</p>	<p><u>用した受け入れについては、訓練等を通じて、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p>4 <u>県は、</u>国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班や<u>航空運用調整班等の業務の整理をしておく。</u></p> <p>5 <u>県及び市町村</u>は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。</p>	R3 防災基本計画 修正に基づく
<p>第3 広域防災体制の確立</p> <p>救援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進めるとともに、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</p>	<p>第3 広域防災体制の確立</p> <p><u>南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、<u>消防学校を併設した</u>県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</u></p>	県施策の反映
<p>第4 略</p>	<p>第4 略</p>	
<p>第28節 保健医療計画</p> <p>(福祉医療部)</p>	<p>第28節 保健医療計画</p> <p>(福祉医療部)</p>	福祉医療部企画 管理室
<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>第2～第9 略</p>	<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) D H E A T の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。</u></p> <p>3～7 略</p> <p>第2～第9 略</p>	R2 防災基本計画 修正に基づく
<p>第32節 食料、生活必需品の確保計画</p> <p>(防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部)</p>	<p>第32節 食料、生活必需品の確保計画</p> <p>(防災統括室、福祉医療部、<u>産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部</u>)</p>	防災統括室
<p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 住民の役割</p> <p>住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 (ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食</p>	<p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 住民の役割</p> <p>住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、<u>最低3日間、推奨1週間分</u>の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から<u>最低3日間、推奨1週間分</u>自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 (ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食</p>	防災基本計画との整合を図る

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の役割</p> <p>県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p>	<p>べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の役割</p> <p>県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p>	R3 防災基本計画修正に基づく
<p>第2 平常時の物資調達</p> <p>県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>1 市町村の物資調達</p> <p>市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(4) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>2 県の物資調達</p> <p>県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的な方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを隨時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配達及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。</p> <p>(4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(5) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p>	<p>第2 平常時の物資調達</p> <p>県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>1 市町村の物資調達</p> <p>市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。</p> <p>(4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(5) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>2 県の物資調達</p> <p>県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的な方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを隨時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。</p> <p>(4) 県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。</p> <p>また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配達及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。</p> <p>(5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(6) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p>	R3 防災基本計画修正に基づく R2 防災基本計画修正に基づく 同上 記載の適正化
<p>第3～第4 略</p>	<p>第3～第4 略</p>	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第2章 災害予防計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第33節 文化財災害予防計画 (地域振興部)</p> <p>第1 基本計画</p> <p>1 略</p> <p>2 管理状況の把握</p> <p>県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村または市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。</p> <p>3～5 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>第33節 文化財災害予防計画 (<u>文化・教育・くらし創造部</u>)</p> <p>第1 基本計画</p> <p>1 略</p> <p>2 管理状況の把握</p> <p>県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村または市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。</p> <p>3～5 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>文化財保存課</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】																														
<p>第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。</p>	<p>第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難<u>指示</u>等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。</p>	防災統括室																														
<p>第1 避難勧告等の発令</p> <p>1 実施機関</p> <p>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の情報提供、【警戒レベル4】避難勧告及び避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の実施責任者は次のとおりである。 市町村長は、法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。 なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。</p>	<p>第1 避難<u>指示</u>等の発令</p> <p>1 実施責任者</p> <p>災害時の避難指示等の実施責任者は次のとおりである。</p> <p>(1) 災害対策基本法による場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th><th>要件</th><th>措置</th><th>根拠規程</th><th>災害の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td><td>災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき</td><td>【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮</td><td>災害対策基本法第56条第2項</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>市町村長</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき</td><td>【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）</td><td>災害対策基本法第60条第1項、第2項</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>市町村長</td><td>避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき</td><td>【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示</td><td>災害対策基本法第60条第3項</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>知事</td><td>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td><td>・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部</td><td>災害対策基本法第60条第6項</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>警察官</td><td>市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき</td><td>・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示</td><td>災害対策基本法第61条第1項</td><td>災害全般</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の法令による場合</p>	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類	市町村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般	市町村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般	知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般	警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>記載の適正化</p>
実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類																												
市町村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般																												
市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般																												
市町村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般																												
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般																												
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般																												

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）						今回修正					【備考】	
	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類		実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類	
【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	市町村長	人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき	・住民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条	災害全般		警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雜踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般	
【警戒レベル4】避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの勧告（必要があると認めるとときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般		自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般	
【警戒レベル4】避難指示（緊急）	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの指示（必要があると認めるとときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般		知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり	
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告（必要があると認めるとときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般		知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水	
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるとときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第61条	災害全般							
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雜踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般							
	自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般							
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり							
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水							
【警戒レベル5】災害発生情報	市町村長	災害が発生したとき	・命を守るための最善の行動を促進	災害対策基本法第60条	災害全般							

2 避難勧告等の発令

市町村長は、地震による土砂災害発生などの二次災害の危険性が高い時など、住民の生命を守るために避難勧告等のすみやかな発令に努める。

県及び気象台等は、土砂災害警戒情報や気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参考すべき情報を市町村に提供する。また、市町村から避難勧告等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行いうるようにする。

(1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の内容

避難勧告等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努める。

①～⑥ 略

(2) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の伝達

① 避難勧告等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別

2 避難指示等の発令

市町村長は、地震による土砂災害発生などの二次災害の危険性が高い時など、住民の生命を守るために避難指示等のすみやかな発令に努める。

県及び気象台等は、土砂災害警戒情報や気象予警報等、避難指示等の判断に際して参考すべき情報を市町村に提供する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行いうようにする。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

避難指示等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

①～⑥ 略

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

① 避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別

災害対策基本法の改正

同上

同上

同上

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。</p> <p>② 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。</p> <p>③ 市町村長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。</p> <p>④ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報を順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。</p> <p>(3) 屋内での待避等の安全確保措置</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急避難や屋内の待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内安全確保」という。）を指示することができる。</p>	<p>受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。</p> <p>② <u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>(3) 削除</u></p>	<p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>・旧の②～④は風水害に関することのため削除</p> <p>災害対策基本法の改正</p>
<p>3 報告等</p> <p>(1) 市町村長は、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。</p> <p>① 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報、屋内安全確保の種類</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。</p>	<p>3 報告等</p> <p>(1) 市町村長は、【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。</p> <p>① 【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>の種類</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の<u>指示</u>等をしたときは、その内容を相互に連絡する。</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 略</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 周知</p> <p>避難勧告等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 略</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 周知</p> <p>避難<u>指示</u>等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
	<p><u>第4 広域避難</u></p> <p><u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県</u></p>	<p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、市町村からの求めに応じて助言を行うとともに、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	
第2節 避難生活計画 (防災統括室等)	第2節 避難生活計画 (防災統括室等)	防災統括室、疾病対策課
第1 避難所の設置 1 避難所の開設 <p>市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p>ただし、ライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</p> <p>さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。</p> 2 避難所の追加開設 <p>市町村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。</p> 3 略 4 避難所が不足した場合の対応 <p>上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。</p> 第2 県への報告	第1 避難所の設置 1 避難所の開設 <p>市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>ただし、ライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。</p> <p><u>また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> 2 避難所の追加開設 <p>市町村は、<u>指定避難所だけではだけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。</p> 3 略 4 避難所が不足した場合の対応 <p><u>上記2. 3の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。</u></p> 第2 県への報告	R3 防災基本計画修正に基づく R2 防災基本計画修正に基づく R3 防災基本計画修正に基づく R3 防災基本計画修正に基づく R3 防災基本計画修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
市町村は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。 1 避難所開設の日時及び場所 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数	<u>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。</u> 1 避難所開設の日時及び場所 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数	R2 防災基本計画 修正に基づく
第3 避難所の運営 1 留意事項 市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。 なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。 県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。 (1)～(5) 略	 <u>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</u> <u>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</u> 県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 避難所における感染症対策</u> <u>(7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受け入れ</u>	新型コロナウイルス感染症対策 R2 防災基本計画 修正に基づく
2 各段階における主な取組事項 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。 (1) 初動期 初動期とは、地震発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。 ①～④ 略	 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。 (1) 初動期 初動期とは、地震発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。 ①～④ 略 <u>⑤ 感染症対策</u> <u>市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>また、県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u>	R3 防災基本計画 修正に基づく
(2) 展開期 展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。 ①～③ 略 ④ 衛生に関する事 (ア)～(イ) 略 (ウ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。 (エ) 略 ⑤ その他 (ア) 略 (イ) 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。	 (2) 展開期 展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。 ①～③ 略 <u>④ 衛生に関する事</u> <u>(ア)～(イ) 略</u> <u>(ウ)保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。</u> <u>(エ) 略</u> <u>⑤ その他</u> <u>(ア) 略</u> <u>(イ) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所</u>	記載の適正化 記載の適正化 R3 防災基本計画 修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(3) 安定期</p> <p>安定期とは、地震発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようとする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② 略 ③ 衛生に関すること (ア) 略 (イ) 保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。 (4) 略 <p>3 略</p>	<p>に設置する。</p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(3) 安定期</p> <p>安定期とは、<u>地震災害</u>発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようとする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② 略 ③ 衛生に関すること (ア) 略 (イ) 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。 (4) 略 <p>3 略</p>	記載の適正化
<p>第4 在宅被災者等への支援</p> <p>市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。</p> <p>そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。</p>	<p>第4 在宅被災者等への支援</p> <p>市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。</p> <p>そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。</p>	記載の適正化
<p>第5 略</p>	<p>第5 略</p>	
	<p>第6 広域一時滞在</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。</p>	防災基本計画との整合を図る

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第3節 帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)</p> <p>大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。</p> <p>震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがある。</p> <p>このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)</p> <p>大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。</p>	防災統括室 防災基本計画との整合を図る
<p>第1 発災直後の対応</p> <p>1 略</p> <p>2 企業等における対応</p> <p>企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。</p> <p>なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。</p> <p>3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 帰宅困難者への支援</p> <p>1～3 略</p> <p>4 徒歩帰宅支援</p> <p>県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。</p> <p>第4 略</p>	<p>第1 発災直後の対応</p> <p>1 略</p> <p>2 企業等における対応</p> <p>県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。</p> <p>なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。</p> <p>3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 帰宅困難者への支援</p> <p>1～3 略</p> <p>4 徒歩帰宅支援</p> <p>県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。</p> <p>また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI（ナビ）」の活用について、周知を図る。</p> <p>第4 略</p>	防災基本計画との整合を図る 直近の施策の反映
<p>第4節 要配慮者の支援計画</p>	<p>第4節 要配慮者の支援計画</p>	地域福祉課、福祉医療部企画管理

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>奈良県地域防災計画（令和2年3月修正） (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。</p>	<p>（防災統括室、福祉医療部）</p> <p>市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「<u>災害時要援護者避難支援のための手引き</u>」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。</p>	室、国際課（外国人支援センター） 記載の適正化
<p>第1 要配慮者への支援</p> <p>1 情報伝達、避難誘導等</p> <p>市町村において、避難行動要支援者名簿や個別計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。</p> <p>また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。</p> <p>特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。</p> <p>外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 医療等の体制</p> <p>県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）により災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 外国人多言語支援体制</p> <p>県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。</p> <p>「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じて避難所等へのボランティア等の派遣も検討する。</p> <p>8 略</p>	<p>第1 要配慮者への支援</p> <p>1 情報伝達、避難誘導等</p> <p>市町村において、避難行動要支援者名簿や個別<u>避難</u>計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。</p> <p>また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。</p> <p>特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。</p> <p>外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 医療等の体制</p> <p>県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p><u>奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき</u>、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）により災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 外国人多言語支援体制</p> <p>県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。</p> <p>「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じて<u>避難所等への</u>ボランティア等の派遣も検討する。</p> <p>8 略</p>	災害対策基本法の改正 記載の適正化
<p>第5節 住宅応急対策計画</p> <p>（まちづくり推進局）</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて</p>	<p>第5節 住宅応急対策計画</p> <p>（<u>地域デザイン</u>推進局）</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて</p>	住まいまちづくり課

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。</p> <p>（詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）</p>	<p>実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。</p> <p>（詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）</p> <p style="color:red;"><u>応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u></p>	R3 防災基本計画 修正に基づく
第2 略	第2 略	
<p>第3 住宅の応急修理</p> <p>県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。</p> <p>なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。</p> <p>（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）</p>	<p>第3 住宅の応急修理</p> <p>県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（<u>平成25年10月1日内閣府告示第228号</u> 平成12年3月31日厚生省告示第144号）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。</p> <p>なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。</p> <p>（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）</p> <p style="color:red;"><u>また市町村は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。</u></p>	時点修正 R3 防災基本計画 修正に基づく
第4～5 略	第4～5 略	
<p>第6節 活動体制計画</p> <p>（防災統括室等）</p> <p>県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を被災市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。</p>	<p>第6節 活動体制計画</p> <p>（防災統括室等）</p> <p>県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。<u>県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、災害時緊急連絡員を被災市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。</u></p>	防災統括室 県施策の反映
第1～第3 略	第1～第3 略	
<p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等</p> <p>1 組織</p> <p>奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）</p>	<p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等</p> <p>1 組織</p> <p>奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）</p>	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】																								
<p>奈良県災害対策本部の組織図（イメージ）――【フラット型（部局・現場分離型）】</p> <p>本部長 副本部長</p> <p>事務局 危機管理監 調整班 通信班 情報・分析班 資料収集班 視察対応班 応援受入班 地域防災支援班 各部局連絡員 総勢100～120人程度が必要（全庁的ローテーションで対応）</p> <p>知事室 総務部 地域振興部 観光局 南部東部振興監 福祉医療部 医療・介護保険局 医療政策局 こども・女性局 くらし創造部 景観・環境局 産業・雇用振興部 農林部 県土マネジメント部 まちづくり推進局 会計局 水道局 教育委員会 警察本部</p> <p>南部東部振興監 航空運用調整班 消防応援活動調整班</p> <p>本部内体制の例 情報収集・調査・記録班 道路啓開班 水防班 土砂班 建築・住宅班 土木事務所</p>	<p>奈良県災害対策本部の組織図（イメージ）――【フラット型（部局・現場分離型）】</p> <p>本部長 副本部長</p> <p>事務局 危機管理監 調整班 通信班 情報収集班 資料収集班 視察対応班 応援・受入班 地域防災支援班 救援物資班 各部局連絡員 総勢100～120人程度が必要（全庁的なローテーションで対応）</p> <p>知事室 南部東部振興監 総務部 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局 福祉医療部 医療・介護保険局 医療政策局 小商隊・森林・景観環境部 産業・雇用・雇用促進部 観光局 食と農の振興部 県土マネジメント部 地域デザイン推進局 政策統括官 会計局 水道局 教育委員会 警察本部</p> <p>南部東部振興監 航空運用調整班 消防応援活動調整班</p> <p>本部内体制の例 情報収集・調査・記録班 道路啓開班 水防班 土砂班 建築・住宅班 土木事務所</p>	時点修正																								
<p>2～3 略</p> <p>4 動員の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>A動員</th> <th>B動員</th> <th>C動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動員基準</td> <td>県内で震度5強を観測した場合</td> <td>県内で震度6弱を観測した場合</td> <td>県内で震度6強を観測した場合</td> </tr> <tr> <td>動員規模</td> <td> 全職員の約1/5 約1,600人体制 + 警察部約2,700人 総計約4,300人体制 </td> <td> 全職員の約1/3 約2,700人体制 + 警察部約2,700人 総計約5,400人体制 </td> <td> 全職員 約8,100人体制 + 警察部約2,700人 総計約10,800人体制 </td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	A動員	B動員	C動員	動員基準	県内で震度5強を観測した場合	県内で震度6弱を観測した場合	県内で震度6強を観測した場合	動員規模	全職員の約1/5 約1,600人体制 + 警察部約2,700人 総計約4,300人体制	全職員の約1/3 約2,700人体制 + 警察部約2,700人 総計約5,400人体制	全職員 約8,100人体制 + 警察部約2,700人 総計約10,800人体制	<p>2～3 略</p> <p>4 動員の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>A動員</th> <th>B動員</th> <th>C動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動員基準</td> <td>県内で震度5強を観測した場合</td> <td>県内で震度6弱を観測した場合</td> <td>県内で震度6強を観測した場合</td> </tr> <tr> <td>動員規模</td> <td> 全職員の約1/5 約1,300人体制 + 警察部約2,800人 総計約4,100人体制 </td> <td> 全職員の約1/3 約2,100人体制 + 警察部約2,800人 総計約4,900人体制 </td> <td> 全職員 約6,500人体制 + 警察部約2,800人 総計約9,300人体制 </td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	A動員	B動員	C動員	動員基準	県内で震度5強を観測した場合	県内で震度6弱を観測した場合	県内で震度6強を観測した場合	動員規模	全職員の約1/5 約1,300人体制 + 警察部約2,800人 総計約4,100人体制	全職員の約1/3 約2,100人体制 + 警察部約2,800人 総計約4,900人体制	全職員 約6,500人体制 + 警察部約2,800人 総計約9,300人体制	時点修正
動員区分	A動員	B動員	C動員																							
動員基準	県内で震度5強を観測した場合	県内で震度6弱を観測した場合	県内で震度6強を観測した場合																							
動員規模	全職員の約1/5 約1,600人体制 + 警察部約2,700人 総計約4,300人体制	全職員の約1/3 約2,700人体制 + 警察部約2,700人 総計約5,400人体制	全職員 約8,100人体制 + 警察部約2,700人 総計約10,800人体制																							
動員区分	A動員	B動員	C動員																							
動員基準	県内で震度5強を観測した場合	県内で震度6弱を観測した場合	県内で震度6強を観測した場合																							
動員規模	全職員の約1/5 約1,300人体制 + 警察部約2,800人 総計約4,100人体制	全職員の約1/3 約2,100人体制 + 警察部約2,800人 総計約4,900人体制	全職員 約6,500人体制 + 警察部約2,800人 総計約9,300人体制																							
	<p>5 災害対策本部の設置場所</p> <p>県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、知事の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎</p>	県施策の反映																								

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>5 解散の基準 (略)</p> <p>6 現地災害対策本部 (略)</p> <p>7 防災関係機関等との連携 (略)</p> <p>8 民間事業所との連携 (略)</p> <p>9 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員） 県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、原則として、県が災害対策本部を設置した場合には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。また、派遣に備えて、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を踏まえた「災害時緊急連絡員活動マニュアル」の見直しを進める。</p> <p>(1) 連絡員は、大規模災害発生により県に災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県防災統括室に参集する。</p> <p>(2) 連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村役場において活動するものとする。</p> <p>(3) 連絡員は、次に掲げる任務に従事する。</p> <p>① 被災市町村における被害情報、避難情報、被災者等のニーズに関する情報等の収集及び県への伝達</p> <p>② 被災市町村との連絡調整</p> <p>10 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として） (略)</p>	<p><u>舍に災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>6 解散の基準</u> (略)</p> <p><u>7 現地災害対策本部</u> (略)</p> <p><u>8 防災関係機関等との連携</u> (略)</p> <p><u>9 民間事業所との連携</u> (略)</p> <p><u>10 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）</u> 県は、<u>あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</u> <u>なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた担当市町村に自動参集し、活動を開始する。</u> <u>その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。</u></p> <p><u>11 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）</u> (略)</p>	県施策の反映
第5～第6	第5～第6 略	
【新設】	<p>第7節 長期停電・通信障害・燃料不足の応急対策 (防災統括室)</p> <p><u>大規模災害により停電・通信障害が発生した場合には、長期化を防止するため、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。県は、ライフライン施設管理者等と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。また、重要施設等の燃料不足に対して、関係機関と連携の上、迅速な対応を図るものとする。</u></p> <p>第1 県による情報収集と応急対策の検討</p> <p>1 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の</p>	R2 防災基本計画 修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>優先供給に係る調整に努める。</u></p> <p>第2 電気事業者等の役割及び連携</p> <p>1 県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。</p> <p>2 県、市町村、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</p> <p>第3 重要施設に対する燃料供給</p> <p>1 県は、奈良県石油商業組合との「災害時における燃料供給に関する協定書」により、災害時等の燃料供給の優先供給を円滑に行うものとする。</p> <p>2 県は、県内だけで燃料調達が困難なときは、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合にはエネルギー庁に対し、石油連盟の災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。</p> <p>3 県は、災害時の状況に応じて、燃料供給のための重要な道路を優先的に啓開する。</p>	
<p>第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 早期災害情報の収集</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害時緊急連絡員による情報収集</p> <p>県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。</p> <p>被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。</p> <p>4～6 略</p> <p>第3 災害情報の調査・報告計画</p> <p>1 被害状況、避難状況等の調査</p> <p>被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援</p>	<p>第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 早期災害情報の収集</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害時緊急連絡員による情報収集</p> <p>県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p> <p>なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた担当市町村に自動参集し、活動を開始する。</p> <p>市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。</p> <p>その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第3 災害情報の調査・報告計画</p> <p>1 被害状況、避難状況等の調査</p> <p>被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援</p>	<p>防災統括室</p> <p>県施策の反映</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】																								
<p>を得て行う。</p> <p>被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、（第3章第4節 要配慮者の支援計画 参照））。</p>	<p>を得て行う。</p> <p>被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、（第3章第4節 要配慮者の支援計画 参照））。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>調査機関</th><th>主たる応援協力機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人・住家の被害</td><td>市町村</td><td></td></tr> <tr> <td>2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)</td><td>市町村</td><td></td></tr> <tr> <td>3～19 略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関	1 人・住家の被害	市町村		2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村		3～19 略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>調査機関</th><th>主たる応援協力機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人・住家の被害</td><td>市町村</td><td></td></tr> <tr> <td>2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)</td><td>市町村</td><td></td></tr> <tr> <td>3～19 略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関	1 人・住家の被害	市町村		2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村		3～19 略	略	略	災害対策基本法の改正
調査事項	調査機関	主たる応援協力機関																								
1 人・住家の被害	市町村																									
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村																									
3～19 略	略	略																								
調査事項	調査機関	主たる応援協力機関																								
1 人・住家の被害	市町村																									
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村																									
3～19 略	略	略																								
<p>2 報告の基準</p> <p>市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。</p> <p>(1) 即報基準</p> <p>(一般基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。 ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。 ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。 ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。 ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。 ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。 ⑦ 地震が発生し、区域内で震度5弱以上を記録したもの。 ⑧ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。 ⑨ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。 <p>3 直接報告基準</p> <p>市町村は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。</p> <p>第4 市町村防災担当課から県防災統括室への報告</p> <p>1 略</p> <p>2 災害概況即報</p> <p>市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政通信ネットワーク等で県防災統括室に報告する。</p> <p>また、「第3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。</p>	<p>2 報告の基準</p> <p>(1) 即報基準</p> <p>市町村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。 ② 奈良県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。 ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。 ④ 地震が発生し、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したものの。 ⑤ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。 ⑥ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。 <p>(2) 直接即報基準</p> <p>市町村等は、地震が発生し、市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県防災統括室及び県担当課に加え、直接消防庁に報告するものとする（被害の有無を問わない。）。</p> <p>第4 市町村防災担当課から県防災統括室への報告</p> <p>1 略</p> <p>2 災害概況即報</p> <p>市町村防災担当課は、「第3 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。</p> <p>また、「第3 2 (2) 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。</p>	記載の適正化																								
		記載の適正化																								

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>3 被害状況即報</p> <p>市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。</p> <p>ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。</p> <p>4～5 略</p> <p>第5～第8 略</p>	<p>3 被害状況即報</p> <p>市町村防災担当課は、「<u>第3 2 (1) 即報基準</u>」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を<u>電子メール</u>、<u>県防災情報システム等</u>により、県防災統括室に報告する。</p> <p>ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。</p> <p>4～5 略</p> <p>第5～第8 略</p>	記載の適正化
<p>第10節 通信運用計画</p> <p>(防災統括室、総務部、農林部、国土マネジメント部)</p> <p>第1 通信手段</p> <p>1 県防災行政通信ネットワーク</p> <p>県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（電子データ）、回線統制等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から個別に防災情報システムを用い被害状況等の伝達を行う。</p> <p>また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。</p> <p>2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）</p> <p>非常災害時緊急連絡用無線は、大地震発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と奈良県庁との間を直接結ぶ地上系無線通信網（電話、FAX）で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。</p> <p>3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線、警察無線</p> <p>消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 衛星携帯電話等</p> <p>災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。</p> <p>第2 応急復旧</p> <p>1 県防災行政通信ネットワークシステム施設</p> <p>県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機</p>	<p>第10節 通信運用計画</p> <p>(防災統括室、総務部、<u>水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部</u>、国土マネジメント部)</p> <p>第1 通信手段</p> <p>1 県防災行政通信ネットワーク</p> <p>県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で、<u>電子データ送受信</u>、<u>音声通話</u>等の機能を有している。</p> <p>県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から<u>被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）</u>により行う。</p> <p><u>なお</u>、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ<u>通話</u>の統制を行う。</p> <p>2 中央防災無線網</p> <p><u>中央防災無線網</u>は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び<u>国の緊急災害対策本部</u>と<u>県災害対策本部</u>を直接結ぶ<u>地上系無線通信網（電話、FAX）</u>で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。</p> <p>3 消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網、警察無線</p> <p>消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 衛星携帯電話等</p> <p>災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話等が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。</p> <p>第2 応急復旧</p> <p>1 県防災行政通信ネットワークシステム施設</p> <p>県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機</p>	防災統括室 記載の適正化 (以下この節において同じ)

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保にあたる。</p> <p>2 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設</p> <p>防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設管理者は、通信施設が地震によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。</p>	<p>の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保にあたる。</p> <p>2 その他通信施設</p> <p><u>その他</u>、防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設等の管理者は、通信施設が地震によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。</p>	
<p>第12節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） (防災統括室、関係部局)</p> <p>第1 被災地への人的支援 1～3 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>第12節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） (防災統括室、関係部局)</p> <p>第1 被災地への人的支援 1～3 略</p> <p><u>4 感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>第2～第5 略</p>	防災統括室 R3 防災基本計画 修正に基づく
<p>第13節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） (防災統括室、消防救急課、関係機関)</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画 「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害派遣要請手続き 近畿地方整備局災害対策マネジメント室へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>第8～第16 略</p>	<p>第13節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） (防災統括室、消防救急課、関係機関)</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画 「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害派遣要請手続き 近畿地方整備局災害対策マネジメント室へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>第8～第16 略</p>	近畿地方整備局 時点修正
<p>第17節 道路等の災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 道路啓開と応急対策 1 略 2 災害応急対策 土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の</p>	<p>第17節 道路等の災害応急対策計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 道路啓開と応急対策 1 略。 2 災害応急対策 土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の</p>	道路建設課

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 交通マネジメント</u></p> <p><u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町村等で構成する「災害時渋滞対策協議会」を組織する。</u></p> <p>3 略</p> <p>第3～第5 略</p>	直近の施策の反映
<p>第18節 ライフライン施設の災害応急対策計画</p> <p>(防災統括室、地域振興部、国土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。</p>	<p>第18節 ライフライン施設の災害応急対策計画</p> <p>(防災統括室、<u>水循環・森林・景観環境部</u>、国土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。<u>また、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。</u></p>	防災統括室 R2 防災基本計画修正に基づく
<p>第1～第2 略</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。</p> <p>1 通報・連絡</p> <p>(1) 通報・連絡の経路</p> <p>通報・連絡は、以下のとおりとする。</p> <p>(2) 通報・連絡の方法</p> <p>通報・連絡は、「第2章第16節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社）に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。</p>	<p>第1～第2 略</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）</p> <p>地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。</p> <p>1 通報・連絡</p> <p>(1) 通報・連絡の経路</p> <p>通報・連絡は、以下のとおりとする。</p> <p>(2) 通報・連絡の方法</p> <p>通報・連絡は、「第2章第16節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社・<u>関西電力送配電株式会社</u>）に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。</p>	送配電部門分社化に伴う

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
2 災害時における情報の収集、連絡	2 災害時における情報の収集、連絡	
(1) 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、必要に応じて次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。 ① 略 ② 当社被害情報 (ア)～(イ) 略 (ウ)復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項 (エ)～(オ) 略	(1) 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、必要に応じて次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。 ① 略 ② 当社被害情報 (ア)～(イ) 略 (ウ)復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項 (エ)～(オ) 略	関西電力（株）・ 関西電力送配電 (株)防災業務計 画に基づく記載 内容の見直し(以 下第3において 同じ)
(2) 情報の集約 独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。	(2) 情報の集約 国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。	
3 災害時における広報	3 災害時における広報	
(1) 広報活動 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じて行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じて行う。 ① 略 ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。 ③ 略 ④ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。 ⑤～⑦ 略	(1) 広報活動 災害が発生した場合または発生することが予想される場合において 、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じて行う。 ① 略 ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに 送配電コンタクトセンター へ通報すること。 ③ 略 ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。 ⑤～⑦ 略	
(2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。	(2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、 ホームページ 、 停電情報アプリ 、 SNS および レアラート 等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。	
4 対策要員の確保	4 対策組織要員の確保	
(1) 対策要員の確保 ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ② 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。	(1) 対策組織要員の確保 ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。	
(2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され又は発生したときは応援の要請を行う。	(2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、 他一般送配電事業者 、電源開発株式会社、 電源開発送変電ネットワーク株式会社 および 広域機関 等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	
5 災害時における復旧資材の確保	5 災害時における復旧資材の確保	
(1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。	(1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする 復旧用 資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>①～③ 略</p> <p>(2) 輸送 災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。</p> <p>(3) 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>6～7 略</p> <p>8 災害時における応急工事</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 略 ② 送電設備 ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。 ③～④ 略 ⑤ 通信設備 可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。 <p>(3) 略</p> <p>9 ダムの管理</p> <p>(1) 管理方法 ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>10 復旧計画</p> <p>(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 復旧資材の調達</p> <p>④～⑦ 略</p> <p>11 復旧順位</p> <p>復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>①～③ 略</p> <p>(2) 輸送 <u>復旧用</u>資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている<u>協力</u>会社の車両、ヘリコプター等により行う。</p> <p>(3) 復旧<u>用資機材</u>置場等の確保 災害時において、復旧<u>用資機材</u>置場<u>および</u>仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>6～7 略</p> <p>8 災害時における応急工事</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 略 ② 送電設備 ヘリコプター、車両等の機動力<u>および</u>貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。 ③～④ 略 ⑤ 通信設備 <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および</u>可搬型電源、<u>衛星通信設備</u>、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。 <p>(3) 略</p> <p>9 ダムの管理</p> <p>(1) 管理方法 ダムの地域環境、重要度<u>および</u>河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>10 復旧計画</p> <p>(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 復旧<u>用資機材</u>の調達</p> <p>④～⑦ 略</p> <p>11 復旧順位</p> <p>復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>第4～第6 略</p> <p>第7 関係機関の情報共有等</p> <p>県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライ</p>	R2 防災基本計画 修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<u>ン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</u>	
第21節 地盤灾害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地震により大規模な地盤灾害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。 </div>	第21節 地盤灾害応急対策計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地震により大規模な地盤灾害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。 </div>	森林資源生産課
第1～第3 略 第4 治山施設 地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、市町村（山地防災ヘルパー）と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査、危険度に応じて市町村等関係機関に連絡、通報すると共に復旧対策を講じる。 また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。	第1～第3 略 第4 治山施設 地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、市町村等関係機関と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査、危険度に応じて市町村等関係機関に連絡、通報すると共に復旧対策を講じる。 また、二次災害防止のための監視活動を実施する。	記載の適正化
第5～第6 略	第5～第6 略	
第24節 保健医療活動計画 (福祉医療部)	第24節 保健医療活動計画 (福祉医療部)	福祉医療部企画管理室
第1 保健医療活動 1 略 2 県（保健医療調整本部） (1) 県医療政策局長は、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：県医療政策局長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。 なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2)～(6) 略 3～4 略	第1 保健医療活動 1 略 2 県（保健医療調整本部） (1) 県医療政策局長は、奈良県保健医療調整本部運営要領に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：県医療政策局長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。 なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2)～(6) 略 3～4 略	記載の適正化
第2～第11 略	第2～第11 略	
第25節 緊急輸送計画 (防災統括室)	第25節 緊急輸送計画 (防災統括室)	防災統括室

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用</p> <p>県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用</p> <p>県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="color:red;"><u>更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>2～3 略</p>	記載の適正化
<p>第26節 災害警備、交通規制計画</p> <p>（警察本部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 交通規制及び緊急通行車両等</p> <p>災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 被災地及びその周辺における交通規制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）</p> <p>災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）</p> <p>公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（以下「通行禁止区域等」という。）</p> <p>警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。</p> <p>また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。</p> <p>なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>第26節 災害警備、交通規制計画</p> <p>（警察本部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 交通規制及び緊急通行車両等</p> <p>災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 被災地及びその周辺における交通規制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）</p> <p>災害時において、公安委員会、警察署長、<u>高速道路交通警察隊長及び警察官(等)</u>は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）</p> <p>公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（以下「通行禁止区域等」という。）</p> <p>警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両<u>等</u>の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。</p> <p>また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。</p> <p>なお、<u>通行禁止区域等において</u>、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（または消防吏員）は（<u>通行禁止区域等において</u>）自衛隊用緊急通行車両の、（<u>又は</u>）<u>消防吏員は（一）</u>消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>県警警備第二課</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第27節 食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社)	第27節 食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、福祉医療部、 <u>産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部</u> 、日本赤十字社)	防災統括室
第1 県、市町村、住民の役割分担 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた1週間分の食料を使用する。 また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。 2～3 略	第1 県、市町村、住民の役割分担 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた <u>(削除)</u> 食料を使用する。 また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。 2～3 略	記載の適正化
第2 物資の調達・供給状況の報告等 県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。 1～3 略	第2 物資の調達・供給状況の報告等 県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。 <u>なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。</u> 1～3 略	R2 防災基本計画 修正に基づく
第3～第6 略	第3～第6 略	
第29節 防疫、保健衛生計画 (福祉医療部、くらし創造部)	第29節 防疫、保健衛生計画 (福祉医療部、 <u>文化・教育・くらし創造部</u>)	疾病対策課
第1 防疫体制 1 実施責任者 (1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。 (2) 略 2 略 第2～第5 略	第1 防疫体制 1 実施責任者 (1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村 <u>の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して</u> 管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。 (2) 略 2 略 第2～第5 略	R3 防災基本計画 修正に基づく
第31節 廃棄物の処理及び清掃計画 (景観・環境局)	第31節 廃棄物の処理及び清掃計画 <u>(水循環・森林・景観環境部)</u>	廃棄物対策課
第1 がれき等の処理 倒壊・焼失家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施	第1 がれき等の処理 倒壊・焼失家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>する対策について定める。</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域支援</p> <p>被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。</p>	<p>する対策について定める。</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域支援</p> <p>被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体、<u>機関等</u>による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。</p>	記載の適正化
<p>第2～第4 略</p>	<p>第2～第4 略</p>	
<p>第5 災害廃棄物対策本部の設置</p> <p>県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）に基づき、景観・環境局長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。</p>	<p>第5 災害廃棄物対策本部の設置</p> <p>県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）に基づき、<u>水循環・森林・景観環境部長</u>を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。</p>	時点修正
<p>第6～第7 略</p>	<p>第6～第7 略</p>	
<p>第32節 ボランティア活動支援計画</p> <p>（くらし創造部、関係部局）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ボランティアの受け入れ対応</p> <p>1～4 略</p> <p>第3 略</p>	<p>第32節 ボランティア活動支援計画</p> <p>（<u>文化・教育・くらし創造部</u>、関係部局）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ボランティアの受け入れ対応</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 県及び県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>第3 略</p>	<p>青少年・社会活動推進課</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第34節 文教対策計画</p> <p>（教育委員会）</p> <p>第1 児童、生徒等の安全確保</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。</p>	<p>第34節 文教対策計画</p> <p>（教育委員会）</p> <p>第1 児童、生徒等の安全確保</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、<u>中等教育学校</u>、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。</p>	<p>学校教育課、保健体育課</p> <p>学校教育法等の改正</p>

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】				
<p>【学校等における防災計画策定の留意事項】</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第2 応急措置</p> <p>1 略</p> <p>2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。</p> <p>(1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。</p> <p>(2) 公立の高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。</p> <p>(3) 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>【学校等における防災計画策定の留意事項】</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第2 応急措置</p> <p>1 略</p> <p>2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。</p> <p>(1) <u>市町村立</u>の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、<u>高等学校</u>では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。</p> <p>(2) <u>県立</u>の<u>中学校</u>、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 公立大学法人附属学校は、被害状況等を県公立大学法人担当課長へ報告する。</u></p> <p>第3～第4 略</p>	時点修正 同上 同上				
<p>第35節 文化財災害応急対策</p> <p>(地域振興部)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 大規模災害における応急対策</p> <p>県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。</p> <p>1 事前準備</p> <p>被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し近隣府県等との十分な情報交換に努める。</p> <p>(1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県等文化財主管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。</p> <p>(2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 復旧計画の立案・実施</p> <p>被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。</p> <p>文化財災害応急処置</p> <table border="1"> <tr> <td>災害別</td> <td>応急対策</td> </tr> </table>	災害別	応急対策	<p>第35節 文化財災害応急対策</p> <p>(文化・教育・くらし創造部)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 大規模災害における応急対策</p> <p>県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。</p> <p>1 事前準備</p> <p>被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し近隣府県等との十分な情報交換に努める。</p> <p>(1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県等文化財主管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。</p> <p>(2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 復旧計画の立案・実施</p> <p>被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。</p> <p>文化財災害応急処置</p> <table border="1"> <tr> <td>災害別</td> <td>応急対策</td> </tr> </table>	災害別	応急対策	文化財保存課 記載の適正化 記載の適正化
災害別	応急対策					
災害別	応急対策					

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第3章 災害応急対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）		今回修正			【備考】
		1 略	略		
1 略	略				
2. 火災	<p>1. 燃 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県教育委員会の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県教育委員会の指示に従う。</p> <p>3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。</p>		<p>1. 燃 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。</p> <p>3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。</p>		記載の適正化
3 略	略	3 略	略		記載の適正化

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第4章 災害復旧・復興計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>1 略 2 県 県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>1 略 2 県 県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。 <u>発災後は、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p>	防災統括室、住まいまちづくり課 R2 防災基本計画修正に基づく
<p>第2 被災者生活再建支援法</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する。</p> <p>1 対象となる自然災害</p> <p>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。</p> <p>(1) 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害 (4) (1) 又は(2)の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害 (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 (6) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害</p> <p>2 支援金の対象世帯</p> <p>(1)～(2) 略 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住な状態が長期間継続している世帯 (4) 略</p> <p>3 支給額</p>	<p>第2 被災者生活再建支援法</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して<u>被災者生活再建</u>支援金を支給する。</p> <p>1 対象となる自然災害</p> <p>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。</p> <p>(1) 災害救助法施行<u>令</u>第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の<u>区域にかかる</u>自然災害 (2) 10以上の<u>世帯の</u>住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害 (3) 100以上の<u>世帯の</u>住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害 (4) (1) 又は(2)の<u>被害が発生した</u>県の<u>区域内の</u>他の市町村（<u>人口10万人未満に限る</u>）の<u>区域であって</u>、5以上の<u>世帯の</u>住宅が全壊する被害が発生した自然災害 (5) (3) 又は(4)に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（<u>人口10万人未満に限る</u>）で、(1)～(3)の区域の<u>いずれか</u>に隣接し、5以上の<u>世帯の</u>住宅が全壊する被害が発生した自然災害 (6) (3) 又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（<u>人口10万人未満に限る</u>）の区域であって、5（<u>人口5万人未満の</u>市町村にあっては2）以上の<u>世帯の</u>住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>2 支援金の対象世帯</p> <p>(1)～(2) 略 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 略 <u>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>3 支給額</p>	記載の適正化 (法の記載に統一) 記載の適正化 被災者生活支援法の改正

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第4章 災害復旧・復興計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）					今回修正					【備考】
(1) 複数世帯の場合 (単位：万円)					(1) 複数世帯の場合 (単位：万円)					記載の適正化 同上 同上 同上 被災者生活支援法の改正
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊世帯	建設・購入	100	200	300	全壊世帯	建設・購入	100	200	300	
	補修	100	100	200		補修	100	100	200	
	賃貸	100	50	150		賃貸（公営住宅を除く）	100	50	150	
解体世帯	建設・購入	100	200	300	解体世帯	建設・購入	100	200	300	
	賃貸	100	50	150		賃貸（公営住宅を除く）	100	50	150	
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300	長期避難世帯	建設・購入	100	200	300	
	賃貸	100	50	150		賃貸（公営住宅を除く）	100	50	150	
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250	大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250	
	補修	50	100	150		補修	50	100	150	
	賃貸	50	50	100		賃貸（公営住宅を除く）	50	50	100	
(2) 単数世帯の場合 (単位：万円)					(2) 単数世帯の場合 (単位：万円)					記載の適正化 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 被災者生活支援法の改正
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊世帯	建設・購入	75	150	300	全壊世帯	建設・購入	75	150	225	
	補修	75	75	150		補修	75	75	150	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
解体世帯	建設・購入	75	150	300	解体世帯	建設・購入	75	150	225	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300	長期避難世帯	建設・購入	75	150	225	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	
	補修	37.5	75	112.5		補修	37.5	75	112.5	
	賃貸	37.5	37.5	75		賃貸（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75	
基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金 加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金					基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金					

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第4章 災害復旧・復興計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>4 略</p> <p>5 長期避難世帯</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>④ その他必要な事項</p> <p>(3) 解除</p> <p>県は、長期避難世帯として認定後、避難勧告等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。</p> <p>ただし、避難勧告等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。</p> <p>また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p>	<p>加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金</p> <p>4 略</p> <p>5 長期避難世帯</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 解除</p> <p>県は、長期避難世帯として認定後、避難<u>指示</u>等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。</p> <p>ただし、避難<u>指示</u>等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。</p> <p>また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p>	災害対策基本法の改正
第3～第4 略	第3～第4 略	
<p>第5 雇用対策</p> <p>1 略</p> <p>2 職業斡旋等の要請</p> <p>災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>第5 雇用対策</p> <p>1 略</p> <p>2 職業斡旋等の要請</p> <p>災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ<u>以下</u> <u>②</u>事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	記載の適正化
第6～第10 略	第6～第10 略	
<p>第11 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等</p> <p>1 住宅相談窓口の設置</p> <p>県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。</p> <p>2～3 略</p>	<p>第11 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等</p> <p>1 住宅相談窓口の設置</p> <p>県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅<u>早期</u>復興に向けた協力に<u>関する基本</u>協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。</p> <p>2～3 略</p>	県施策の反映
<p>第12 公営住宅の建設</p> <p>災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。</p> <p>この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。</p>	<p>第12 公営住宅の建設</p> <p>災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。</p> <p>この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅<u>整備建設</u>計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。</p>	記載の適正化
第13～第14 略	第13～第14 略	
	<p>第15 支援のための環境整備</p> <p>国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組</p>	R3 防災基本計画 修正に基づく

奈良県地域防災計画（地震編） 修正案 新旧対照表

第4章 災害復旧・復興計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	
第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画 (防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社) 義援金については、被災地市町村の状況を十分考慮し、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。	第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画 (防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社) 義援金に <u>係る業務</u> については、被災地市町村の状況を十分考慮し、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。	会計局会計課 記載の適正化

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第1節 総則 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針</p> <p>1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められてきた。本県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、奈良県全域を対象としてその対策を推進してきた。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進</p> <p>政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（2019年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。</p> <p>(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>第3 略</p>	<p>第1節 総則 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針</p> <p>1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められてきた。本県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、奈良県全域を対象としてその対策を推進してきた。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進</p> <p>政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（令和3年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。</p> <p>(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>第3 略</p>	防災統括室 記載の適正化 時点修正
<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報 (防災統括室)</p> <p>過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。</p>	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報 (防災統括室)</p> <p>県、市町村は、気象庁が①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。</p>	記載の適正化
<p>第1～第4 略</p>	<p>第1～第4 略</p>	
<p>第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会)</p>	<p>第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会)</p>	

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第1 略 第2 県民に対する防災知識の普及 <p>県民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る。」という自助・共助の意識を普及させるため、県は、市町村等と協力して、インターネット（消防庁、県、市町村のホームページなど）、県政出前トークの活用等により、住民等に対する防災知識の普及を図るとともに、市町村等が行う県民等に対する防災知識の普及に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。</p> <p>1～2 略 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識 4～8 略</p>	第1 略 第2 県民に対する防災知識の普及 <p>県民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る。」という自助・共助の意識を普及させるため、県は、市町村等と協力して、インターネット（消防庁、県、市町村のホームページなど）、県政出前トークの活用等により、住民等に対する防災知識の普及を図るとともに、市町村等が行う県民等に対する防災知識の普及に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。</p> <p>1～2 略 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識 4～8 略</p>	
第3～第4 略	第3～第4 略	
<p style="text-align: center;">第7節 広域かつ甚大な被害への備え</p> <p>(防災統括室、観光局、まちづくり推進局、教育委員会)</p> <p>第1 建築物の耐震性の確保</p> <p>政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（令和3年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。</p> <p>南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、奈良県耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。</p> <p>（「第2章第13節 建築物等災害予防計画」参照）</p> <p>1～3 略</p>	<p style="text-align: center;">第7節 広域かつ甚大な被害への備え</p> <p>(防災統括室、<u>文化・教育・くらし創造部</u>、観光局、<u>地域デザイン推進局</u>、教育委員会)</p> <p>第1 建築物の耐震性の確保</p> <p>政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（令和3年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。</p> <p>南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、奈良県耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。</p> <p>（「第2章第13節 建築物等災害予防計画」参照）</p> <p>1～3 略</p>	防災統括室 時点修正
第2～第6 略	第2～第6 略	
<p style="text-align: center;">第8節 地震発生時の応急対策等</p> <p>(防災統括室等)</p> <p>第1 略 第2 地震発生時の応急対策</p>	<p style="text-align: center;">第8節 地震発生時の応急対策等</p> <p>(防災統括室等)</p> <p>第1 略 第2 地震発生時の応急対策</p>	防災統括室

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 略</p> <p>2 早期災害情報の収集</p> <p>(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握</p> <p>被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難勧告等の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害時緊急連絡員による情報収集</p> <p>県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。</p> <p>被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部との間の連絡調整等の業務に従事する。</p> <p>(4) ヘリコプターによる情報収集</p> <p>早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は、必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。</p> <p>上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部より自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（「第3章第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」、「第3章第13節 受援体制の整備」参照）</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査・報告</p> <p>① 被害状況、避難状況等の調査</p> <p>被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。</p> <p>被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数及び人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については、特に配慮する（要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。</p>	<p>1 略</p> <p>2 早期災害情報の収集</p> <p>(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握</p> <p>被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難<u>指示等</u>の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害時緊急連絡員による情報収集</p> <p>県は、<u>あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」</u>を編成し、<u>県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</u></p> <p><u>なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた担当市町村に自動参集し、活動を開始する。</u></p> <p><u>市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に<u>県</u>に報告する。また、<u>県と市町村</u>の間の連絡調整等の業務に従事する。</u></p> <p><u>その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。</u></p> <p>(4) ヘリコプター等による情報収集</p> <p>早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は、必要に応じ、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター<u>及び無人航空機等</u>により情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。</p> <p>上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部より自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（「第3章第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」、「第3章第13節 受援体制の整備」参照）</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査・報告</p> <p>① 被害状況、避難状況等の調査</p> <p>被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。</p> <p>被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数及び人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については、特に配慮する（要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>県施策の反映</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>

調査事項

調査機関

主たる応援協力機関

調査事項

調査機関

主たる応援協力機関

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）			今回修正			【備考】
1 人・住家の被害	市町村		1 人・住家の被害	市町村		
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村		2 避難に関する状況 (避難 <u>指示等</u> の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村		災害対策基本法の改正
3～19 略	略	略	3～19 略	市町村（県）	略	
② 報告の基準（即報基準） 市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。 (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。 (イ) 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。 (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。 (エ) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。 (オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。 (カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)から(オ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。 (キ) 地震が発生し、区域内で震度4以上を記録したもの。 (ク) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。	 <u>② 報告の基準</u> <u>(ア) 即報基準</u> <u>市町村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。</u> <u>ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。</u> <u>イ 奈良県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。</u> <u>ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微で、あっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。</u> <u>エ 地震が発生し、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。</u> <u>オ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> <u>カ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</u> <u>(イ) 直接即報基準</u> <u>市町村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、県防災統括室及び県担当課に加え、直接消防庁に報告をするものとする。</u> <u>ア 地震が発生し、市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）。</u>			記載の適正化		
③ 報告の基準（直接報告基準） 市町村は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。						
(3) 市町村防災担当課から県防災統括室への報告 ① 略 ② 災害概況即報 市町村防災担当課は、即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。 また、直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。 ③ 被害状況即報 市町村防災担当課は、即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」により、県防災情報システム等で県防災統括室に報告する。 ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。 ④～⑤ 略 (4)～(7) 略 4～5 略	 <u>(3) 市町村防災担当課から県防災統括室への報告</u> <u>① 略</u> <u>② 灾害概況即報</u> <u>市町村防災担当課は、「<u>第2 3 (2) ②(ア)即報基準</u>」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を<u>電子メール、県防災情報システム等により</u>県防災統括室に報告する。</u> <u>また、「<u>第2 3 (2) ②(イ)直接即報基準</u>」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に<u>電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。</u></u>					
	 <u>③ 被害状況即報</u> <u>市町村防災担当課は、「<u>第2 3 (2) ②(ア)即報基準</u>」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を<u>電子メール、県防災情報システム等により</u>、県防災情報システム等で県防災統括室に報告する。</u>					

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
第3～第4 略 第1～3 略 第4 大規模広域防災拠点の整備 本県の被害が軽微である場合、被害の甚大な近隣府県への支援を行うためにも、被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進める。 また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。加えて、大規模広域防災拠点を活用した救援部隊の移動や物資の輸送及び避難者の受け入れなど他県への広域支援のあり方について検討する。	④～⑤ 略 (4)～(7) 略 4～5 略 第3～第4 略	記載の適正化
第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室) 第1～3 略 第4 大規模広域防災拠点の整備 本県の被害が軽微である場合、被害の甚大な近隣府県への支援を行うためにも、被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進める。 また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。加えて、大規模広域防災拠点を活用した救援部隊の移動や物資の輸送及び避難者の受け入れなど他県への広域支援のあり方について検討する。	第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室、 <u>県土マネジメント部</u>) 第1～3 略 第4 大規模広域防災拠点の整備 <u>(削除)</u> _____南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、 <u>消防学校を併設した</u> 県の大規模広域防災拠点の整備を、「 <u>奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）</u> 」に基づき、整備する。	防災統括室 県施策の反映 県施策の反映
第15節 物資等の確保 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部) 第1 県、市町村、住民の役割分担 1 住民の役割 住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 (ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。) また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。 2 略 3 県の役割	第15節 物資等の確保 (防災統括室、福祉医療部、 <u>産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部</u>) 第1 県、市町村、住民の役割分担 1 住民の役割 住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、 <u>最低3日間、推奨1週間分</u> の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から <u>最低3日間、推奨1週間分</u> の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 (ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。) また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。 2 略 3 県の役割	防災統括室 防災基本計画との整合を図る R3 防災基本計画

奈良県地域防災計画（地震編）修正案 新旧対照表

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2 平常時の物資調達</p> <p>県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>1 市町村の物資調達</p> <p>市町村は、供給するのに必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に被災した住民に物資を円滑に供給するために、迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(4) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>2 県の物資調達</p> <p>県は、供給するのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的な方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを隨時行い、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。</p> <p>(4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(5) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>県は、被災住民に供給する生活必需品<u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2 平常時の物資調達</p> <p>県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>1 市町村の物資調達</p> <p>市町村は、供給するのに必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に被災した住民に物資を円滑に供給するために、迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、<u>高齢者や乳幼児用物資要配慮者、女性、子供</u>にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。</u></p> <p>(4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(5) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>2 県の物資調達</p> <p>県は、供給するのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的な方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを隨時行い、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。</p> <p>その方法は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、市町村との情報共有を図る。</u></p> <p>(4) <u>県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等</u>必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。</p> <p>(5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。</p> <p>(6) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>記載の適正化</p>